

2022年7月25日

二行（百五・三十三銀行）四金庫（桑名三重・北伊勢上野・津・紀北信用金庫）による 相続手続の共通化について

紀北信用金庫(理事長 森浦 克好)は、下記のとおり百五銀行（頭取 杉浦 雅和）、三十三銀行（頭取 渡辺 三憲）、桑名三重信用金庫（理事長 中澤 康哉）、北伊勢上野信用金庫（理事長 南部 和典）、津信用金庫（理事長 古川 和男）との預金等の相続手続の取扱いを共通化いたしますのでお知らせします。

当金庫は今後も、お客さまの利便性向上につながる事務の合理化・効率化をすすめてまいります。

記

1. 共通化の背景・目的

高齢化社会の進展等により、預金等の相続に関する取扱件数の増加が見込まれるところ、預金等の相続手続は金融機関ごとに必要な書類が異なり、煩雑であるなどといった課題があります。今般、お客さまのご負担を軽減するため、三重県に本店を置く地方銀行二行（百五・三十三銀行）と信用金庫四金庫（桑名三重・北伊勢上野・津・紀北信用金庫）の相続手続を共通化いたします。

2. 共通化開始日

2022年8月1日（月）

3. 共通化の概要

相続手続の際にお客さまにご記入・ご提出いただく書類を全面的に見直し、二行四金庫で共通化するとともに、ご記入いただく項目やご提出いただく書類の一部を削減します。

（注）本件は相続手続を二行・四金庫が共同で行うものではありません。したがって、各行・金庫への書類の提出はそれぞれ必要となります。また、各行・金庫において一部相違する取扱いもございます。

以上